

東大阪市立高井田西小学校

学校いじめ防止基本方針

(令和 3 年 3 月策定)

(令和 6 年 3 月改定)

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「確かな学力、豊かな人間性、健やかな体」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。本校は、小規模校である。そのため、クラスの児童の人間関係は固定化されやすい。児童の成長と共によりよい人間関係を築くために、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2章 いじめ防止の具体的な取り組み

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底している環境であることが求められる。未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必

要である。

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、養護教諭、該当担任、支援学級担任、各学年担任、スクールカウンセラー等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 開催時期

「いじめ対策委員会」は年4回行う。

(緊急的な対応については「第4章いじめに対する措置」を参照)

3 いじめ防止のための校内体制（別図1）

本基本方針に沿って、別図1のとおり校内体制を組む。

4 いじめ防止のための年間計画（別表1）及び取組等内容

本基本方針に沿って、別表1のとおり実施する。（詳細、補足はいかに記す。）

(1) 「いじめ」に対する共通理解の醸成

平素からいじめについての共通理解を図るため、以下の働きかけを行う。

対象	働きかけの内容
教職員	いじめ対策委員会や本校生活指導部を中心とした周知、共通理解はもちろんのこと、日々の朝礼等で報告を密に行い、共通理解を深めていく。
児童	全校集会や、各学年、各クラスの取り組み（道徳教育や人権教育、総合等）を通じ、いじめについての理解を深めさせていく。
保護者	学校便り、PTA 総会、PTA 実行委員会、学級懇談会でいじめについての周知を図り、保護者とのコミュニケーションを密接に取っていく。
地域	地域教育委員会や、学校便りの配布、オープンスクール等、「開かれた学校」を目指すという観点に立ち、いじめについての共通理解を深めていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要であ

る。そのために、各学級では、平素より分かりやすい授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫改善を行うとともに授業の根幹をなす集団づくりを大切にしてい

(3) 日常の指導上の注意

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意点としては、児童の些細な変化を見逃さず、「いじめはどんな理由があろうとも許されない」という確固とした態度が必要である。また、児童一人ひとりが自尊感情を高め、より良い成長へつながるよう、わかる授業づくり、安心できる集団作り等が必要である。そのために、日頃から以下のことを留意して指導を行う。

取り組み	具体的な内容
授業づくり (学力向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数授業の実施。 ・年間を通じて1時間目開始前に「朝の学習」を行う。(読書・試写等)
一人ひとりが活躍できる 集団作り	<ul style="list-style-type: none"> ・班活動の取り組み。 ・学級活動等を通じた、学級の仲間づくりの取り組み。 ・授業の中でもペア学習などを積極的に取り入れていく。
ストレスへの適切な対処	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の学校生活を通じ、場面に応じた対処、相談ができる人間関係づくりを進める。 ・自身のストレスや感情に気づき、学ぶ指導を保健体育等で取り入れ、指導する。
教職員の指導のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の些細な変化に気づき、気づいた情報を全職員で確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。 ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、報告・連絡・相談・確認の徹底及び指導の振り返りや、特別支援委員会での情報共有により、指導のあり方を日々考えていく。

(4) 児童の自尊感情（自己有用感や自己肯定感）を育む取り組み

高い自尊感情を持つことで、自分も周りの人も大切にすることができる。本校では、学期末に学級ごとに「いい所見つけ」を行っている。クラスの仲間から、自分のいいところを認められることで自己肯定感の向上を図る。他には、異学年交流の場としての高西まつりやたてわり班活動、委員会・クラブ活動、小中クラブ活動交流などさまざまな場や機会を設定することで、学習意欲や、集団の中でよりよく生きようとする態度、いじめを生まない雰囲気を作っていく。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む活動

児童が自らいじめについて学び、考える場として、道徳の時間や特別活動だけでなく、日常的に、人間関係のトラブルが起きやすい時期には重点的に、どの学年、どの学級においても人権教育・道徳教育を計画的に実施していく。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、

いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。最近では、携帯電話やパソコンのインターネットを介してのいじめもあり、周囲の大人が気づきにくいこともある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのためには、教職員がさまざまな場面で、児童が示す小さな変化や信号を見逃さないよう積極的に情報交換を行い、学校、保護者、地域全体で「いじめをさせない、いじめを見逃さない、いじめを許さない」という強い姿勢で児童にかかわっていくことが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 学校での取り組み

実態把握の方法として、下記の取り組みを行う。

取り組み名	取り組み内容
生活アンケート	いじめの有無、内容、相談相手等に関するアンケート。 全児童に年3回行い、いじめの早期発見に努める。
教育相談	家庭訪問、保護者懇談を初めとし、相談員事業なども利用し、保護者が気軽に相談しやすい体制づくりに努める。
日常の児童観察	<ul style="list-style-type: none"> 公開研究授業、管理職による授業観察。 支援コーディネーターや相談員、スクールカウンセラーによる授業観察等。 すべての職員間の情報共有を行う。

(2) 保護者や地域と連携しての取り組み

保護者や地域と連携して児童を見守るため、以下の取り組みを行う。

連絡先	取り組み内容
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から連絡帳、家庭訪問等を通じ密接な連絡を図る。 PTAとの連携や、学級懇談会等を通じ、いじめについての周知と早期発見に努める。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域教育協議会、愛ガードの方、管轄警察署、校区住民等と積極的に連携、情報交換を行い、気になる児童がいないか、いじめのような事象がみられないか等、早期発見に努める。 学校いじめ防止基本方針をホームページに載せ、いじめに対する対応の周知を図る。

(3) いじめに関する相談体制

児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりをめざし、以下のことに努める。

周知先	取り組み内容
児童	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめは許されず、見たり聞いたりした場合はすぐに伝えてほしい」ことを日々の教育活動を通して、児童に周知徹底する。 電話相談等の周知により、学校内での相談をしにくい児童にも相談の手段を広めていく。

保護者	・相談員事業や電話相談等を周知し、抵抗なく相談できるように努めていく。
教職員	・一人で抱え込むことがなく、互いに切磋琢磨していける職場環境づくり、人間関係づくりに努める。 ・よりよい職場環境づくりをめざし、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの根絶はもちろんのこと、自主的、民主的に討議、決定がなされる職場づくりを行うように努めていく。

(4)相談体制の周知

相談電話先を記載しているポスターの掲示やプリントの配布、定期的な「生活指導部便り」により、相談体制を広く周知する。生活指導部・運営委員会等により、適切に機能しているかなど定期的に体制を点検する。

(5) 個人情報の取り扱い

学校教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、校外に持ち出さないこととする。資料等は暗号化したエスゲート内や施錠できる校内ロッカーに保存し、厳重に管理する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的には、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別紙1）を参考に、校内委員会で教職員の意識を共有し、適宜、関係諸機関とも連携を取りながら対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの通報

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

通報の状況	具体的な行動
教師が、「いじめではないか」と感じた、児童の遊びや、悪ふざけなどを目撃した場合	・その場でその行為を止め、個別的な聞き取りを行い、いじめ対策委員会を開き情報を共有する。その後の方針を決定する。 ・保護者への説明を行い、その後、関わる教師全員が注意深く観察を続け、継続的な見守りと情報共有を行う。
「いじめではないか」と児童や保護者から相談や	・情報を記録し、個別的な聞き取りを行い、いじめ対策委員会を開き情報を共有する。その後の方針を決定する。

訴えがあった場合	・保護者への説明を行い、その後、関わる教師全体が注意深く観察を続け、継続的な見守りと情報共有を行う。
----------	--

(2)教育委員会へ報告

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(3) 保護者への連絡

- ・確認した事実、今後の指導支援について報告する。
- ・被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(4)他機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、立ち上げた組織が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

指導先	指導の内容等
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにいじめを止めさせた上で、客観的な事実の把握のために、複数の教員によって事実確認を行う。 ・いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。
児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を聴取した後、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導には、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめが起きた児童集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) 学校全体への働きかけ

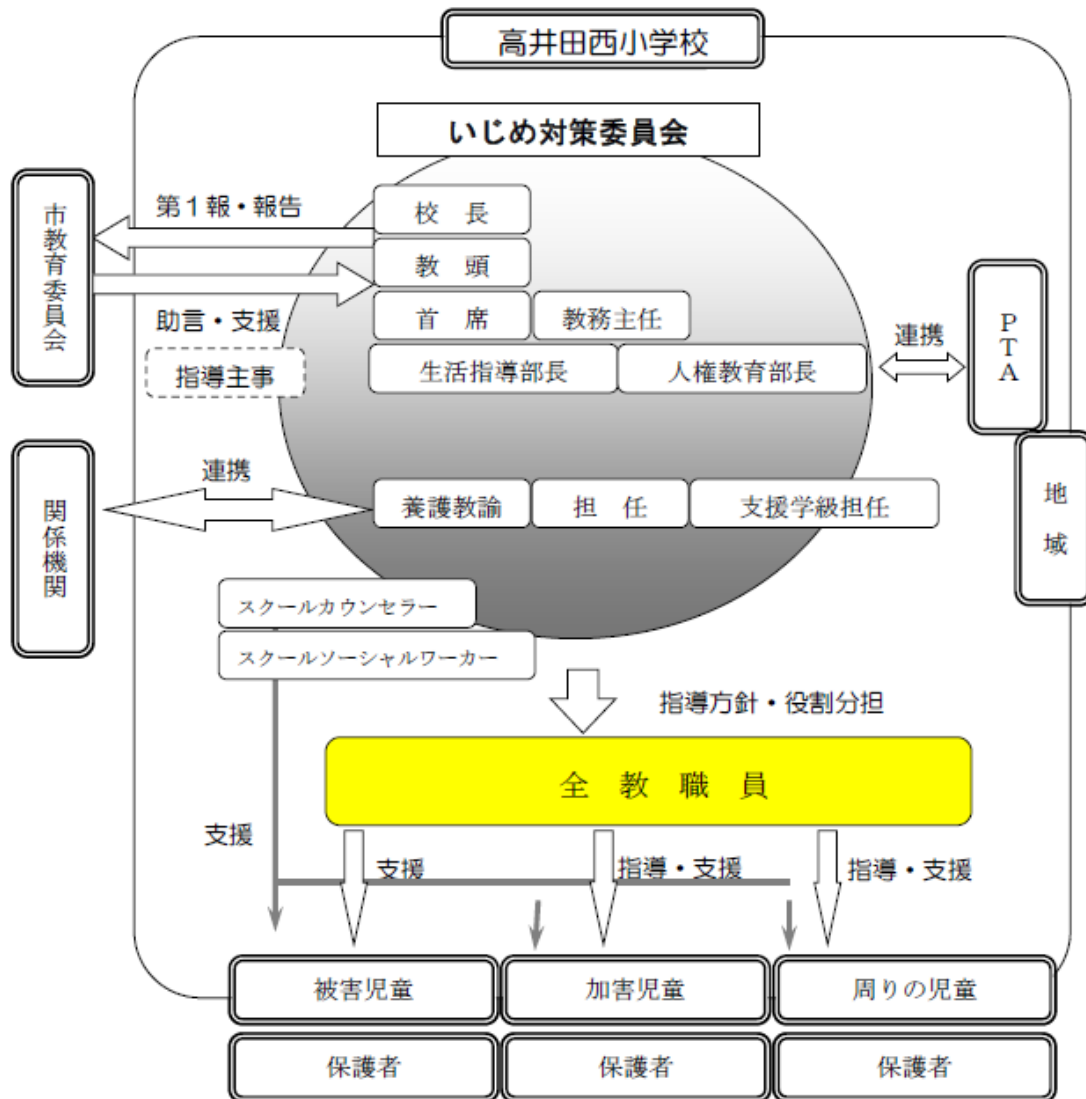
いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

別図1



別表 1

高井田西小学校 いじめ防止年間計画				
	1年・2年	3年・4年	5年・6年	学校全体
4月	1学期始業式（学級開き） 児童・保護者への相談窓口 周知 家庭訪問週間（家庭での様 子の把握）	1学期始業式（学級開き） 児童・保護者への相談窓口 周知 家庭訪問週間（家庭での様 子の把握）	1学期始業式（学級開き） 児童・保護者への相談窓口 周知 家庭訪問週間（家庭での様 子の把握）	第1回 いじめ対策委員会（年 間計画の確認、問題行動調査結 果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の 見直し及び更新
5月	いじめに関する生活アン ケート実施（1回目） （児童の状況の集約）	いじめに関する生活アン ケート実施（1回目） （児童の状況の集約）	いじめに関する生活アン ケート実施（1回目） （児童の状況の集約）	いじめに関する生活アンケート の集計と考察
6月				
7月	集団下校 たてわり班活動 （平和集会に向けてのお りづるを折る） 高西祭（人間関係づくり） たてわり班活動で準備 いい所見つけ 1学期終業式 （頑張ったことの振り返 り、発表）	集団下校 たてわり班活動 （平和集会に向けてのお りづるを折る） 高西祭（人間関係づくり） たてわり班活動で準備 いい所見つけ 1学期終業式 （頑張ったことの振り返 り、発表）	集団下校 たてわり班活動 （平和集会に向けてのお りづるを折る） 高西祭（人間関係づくり） たてわり班活動で準備 いい所見つけ 1学期終業式 （頑張ったことの振り返 り、発表） 5年 林間学舎（人間関係 づくり）	校合同研修会（講師を招いて人権 的な内容の研修会）実施 第2回いじめ対策委員会（進捗状 況確認）

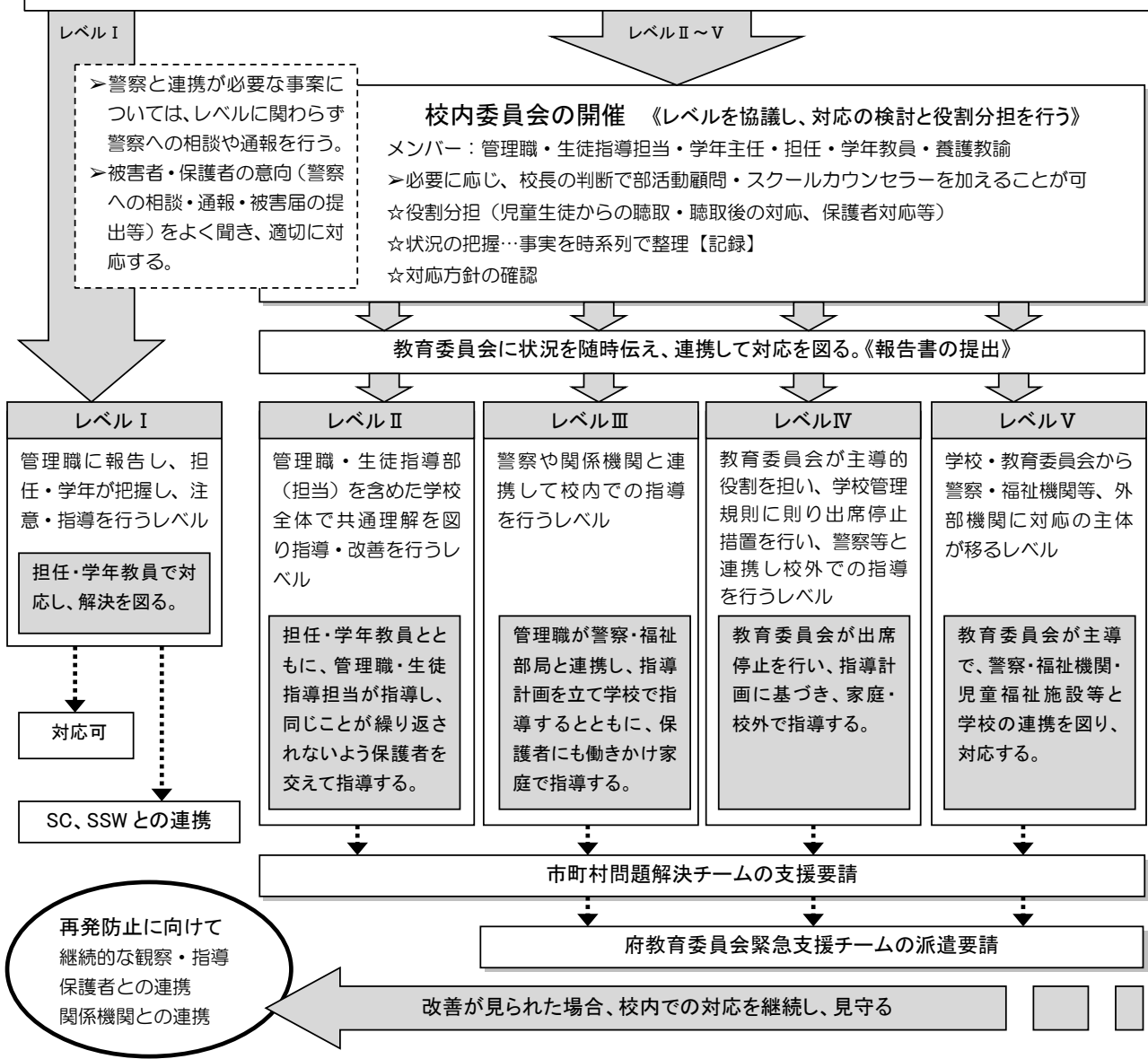
8月 9月	2学期始業式（目標設定）	2学期始業式（目標設定）	2学期始業式（目標設定）	
10月	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり） 6年 修学旅行（平和学習）	第3回いじめ対策委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	校外学習（人間関係作り）	社会見学（社会性の育成）		
	学校をよくするアンケート（児童・保護者）実施	学校をよくするアンケート（児童・保護者）実施	学校をよくするアンケート（児童・保護者）実施	学校をよくするアンケートの集計と考察
	いじめに関する生活アンケート実施（2回目）	いじめに関する生活アンケート実施（2回目）	いじめに関する生活アンケート実施	いじめに関する生活アンケートの集計と考察
12月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	不登校対策ブロック会議
	いい所見つけ	いい所見つけ	いい所見つけ	
	2学期終業式（頑張ったことの振り返り、発表）	2学期終業式（頑張ったことの振り返り、発表）	2学期終業式（頑張ったことの振り返り、発表）	
1月	3学期始業式（目標設定）	3学期始業式（目標設定）	3期始業式（目標設定）	
2月	たてわり班活動（お別れ会準備）	たてわり班活動（お別れ会準備）	たてわり班活動（お別れ会準備）	第4回いじめ対策委員会（年間の取組みの検証）
3月	いい所見つけ	いい所見つけ	いい所見つけ	
	修了式（頑張ったことの振り返り、発表）	修了式（頑張ったことの振り返り、発表）	修了式（頑張ったことの振り返り、発表） 卒業式（6年間の振り返り、中学校進学に向けた決意）	

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。